

## 自己点検評価の概要

### (1) 自己点検評価の趣旨

独立行政法人は、主務大臣から指示された中期目標（3年以上5年以下の期間に独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標）に対し、これを達成するための計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受け業務を行うこととされている。

この中期目標の期間の終了後、主務省に置かれた評価委員会において中期目標に係る業務の実績に関する評価が行われ、主務大臣は、独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。また、中期目標の期間中、毎年、各事業年度に係る業務の実績に関する評価も行われる。

このように独立行政法人は、目標・計画・実行・評価というサイクルの中で、効率的で着実な成果をあげていくことが求められており、文化財研究所では中期計画において法人の自己点検評価を実施することを掲げた。

文化財研究所の自己点検評価は、業務の質的な向上を図るとともに、中期計画・年度計画の策定に資することを目的としており、中期目標期間の初年度である平成13年度自己点検評価の反省点等を踏まえつつ、第2年度である平成14年度の業務実績にかかる自己点検評価を平成15年4月から5月にかけて行ったものである。

## (2) 独立行政法人文化財研究所自己点検評価実施規程

平成13年11月12日  
文化財研究所規程第40号

### (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人文化財研究所（以下「研究所」という。）における業務の実施状況について自ら行う点検及び評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 評価は研究所の業務の質的な向上を図るとともに、中期計画並びに年度計画の策定に資することを目的とする。

### (評価の事項)

第3条 前条の目的を達成するために研究所が行う評価の事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中期計画に定める、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 二 中期計画に定める、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 三 その他独立行政法人文化財研究所法に定める業務の範囲で行う事務及び事業

### (評価委員会)

第4条 前条の事項について評価を行うための企画、立案及び実施に関し統括するために研究所に自己点検評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の委員は理事長が任命する。

### (外部評価委員)

第5条 評価の客観性を担保することを目的として、研究所と利害関係のない第三者による評価の検証を行うために外部評価委員を置く。

2 外部評価委員は理事長が委嘱する。

### (評価の実施要領)

第6条 評価の実施要領は、評価委員会による合議のうえ別に定めるものとする。

### (評価結果の公表)

第7条 評価の結果は速やかに公表する。

### (庶務)

第8条 評価に関する庶務は総務部において行うものとする。

## 附 則

1 この規程は平成13年11月12日から施行する。

### (3) 独立行政法人文化財研究所自己点検評価実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、独立行政法人文化財研究所自己点検評価実施規程第6条の規定に基づき、自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）による合議のうえ、自己点検評価（以下「評価」という。）に関する実施方法等の細目を定めるものである。

#### 2 委員会の構成

##### (1) 委員長及び副委員長

- ① 各委員の互選により、委員長1名を選出する。
- ② 委員長の指名により、副委員長2名を選出する。
- ③ 委員長は委員会の運営、会議の招集及び議事進行を行う。
- ④ 副委員長は、委員長の指示により、その職務の全部又は一部を代行することができる。

##### (2) 部会

- ① 委員会の業務を分担するため、東京文化財研究所部会及び奈良文化財研究所部会を置く。
- ② 委員は委員会の決定に従い部会に所属する。
- ③ 部会はそれぞれの業務分担に従い評価に関する事務を処理する。

#### 3 評価の手順

##### (1) 業務実績書及び自己点検評価調書の作成

- ① 評価は、別紙様式1に定める業務実績書（以下「実績書」という。）及び別紙様式2に定める自己点検評価調書（以下「調書」という。）により、年度計画の事務・事業の項目ごとに行うものとする。年度計画に記載のないことを実施した場合についても、同様の趣旨で項目を立て、評価を行う。
- ② 実績書及び調書は、事務・事業の責任者（以下「事業責任者」という。）による自己判定によって作成・記入し、評価委員会に提出するものとする。

##### (2) 委員会による実績書及び調書の確認

- ① 委員会は、各部会ごとに、提出された実績書及び調書を確認し、その内容に疑義がある場合などには、その旨事業責任者に照会し、資料の提出を求めることができる。
- ② 委員会は事業責任者と協議の上、必要に応じ適宜、調書の修正を行うことができる。

##### (3) 外部評価委員による外部評価の実施

- ① 外部評価の実施のため、研究所は外部評価委員に対し、自己点検評価実施要領及び業務の実績等に関する説明会を開催する。
- ② 外部評価委員は、委嘱された範囲に係る実績書及び調書を検証し、調書の外部評価委員記入欄に所要の記入を行うとともに総合的所見等を別紙様式3に定める外部評価意見書（以下「意見書」という。）に記載し、委員会に提出するものとする。

(4) 委員会による自己点検評価報告書の作成

- ① 委員会は、外部評価委員による外部評価の後、実績書、調書、意見書及び各種添付資料等とともに編集した自己点検評価報告書を作成する。
- ② 自己点検評価報告書の構成は、以下のとおりとする。
  - 1) 序言（理事長）
  - 2) 自己点検評価の概要
    - 2-1) 自己点検評価の趣旨
    - 2-2) 自己点検評価実施規程
    - 2-3) 自己点検評価実施要領
    - 2-4) 自己点検評価のスケジュール
    - 2-5) 自己点検評価委員会委員名簿
    - 2-6) 外部評価委員名簿
  - 3) 自己点検評価の結果
    - 3-1) 評価結果の概要
    - 3-2) 業務運営の効率化に関する事項
    - 3-3) 調査・研究に関する事項
    - 3-4) 調査・研究の成果の公表等に関する事項
    - 3-5) 文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供に関する事項
    - 3-6) 文化財に関する研修等に関する事項
    - 3-7) 国、地方公共団体等への援助・助言に関する事項
    - 3-8) その他附帯業務等に関する事項
  - 4) 添付資料
    - 4-1) 文化財研究所組織図
    - 4-2) 中期目標、中期計画、年度計画
    - 4-3) 業務実績書、自己点検評価調書、外部評価意見書
    - 4-4) 自己点検評価結果一覧

(5) 自己点検評価報告書の公表

- ① 自己点検評価報告書は、印刷製本し、関係する省庁、地方公共団体、大学、研究機関、その他関係する法人や研究者等に送付するとともに、その概要を文化財研究所ホームページに掲載する。
- ② 自己点検評価報告書は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価の資料として提出する。

(様式1)

## 業務実績書

中期計画の項目 (記号・番号)	
--------------------	--

【事業名称】	(末尾に年度計画の記号・番号)
--------	-----------------

【事業概要(全体計画を含む)】 (事業の内容、期間を300字以内で記述する。この枠内は、8P、52字×6行=312字)
--

【担当部課】		【事業責任者】	
【スタッフ(法人外のスタッフがいる場合も記入)】			

【年度実績概要】 (事業の実績を800字以内で記述する。この枠内は、8P、52字×16行=832字)
---

【実績値】 (収集資料数、論文数、学会等発表件数などの実績値を記述する)
---

【年度決算見込額】
-----------

【備考】 (添付資料を具体的に記述する。1 研究報告書などの刊行物の名称、2 刊行物配布先リスト、3 アンケート集計表など)
---

当該事務または事業の実績に関する自己点検評価

1. 定性的評価

観点	判定	外部評価	外部評価委員の意見
備考		備考	

2. 定量的評価

観点	判定	外部評価	外部評価委員の意見
備考		備考	

3. 実績の総合的評価

判定	判定の理由、改良・改善計画、次年度計画への反映等	外部評価	外部評価委員の意見

4. 当年度における中期計画の実施状況の確認

判定	判定の理由、改良・改善計画、次年度計画への反映等	外部評価	外部評価委員の意見
(「順調」などの記述式とする)			

(様式3) 外部評価意見書

外部評価委員名	
意見	

#### (4) 評価の観点・基準

##### 定性的評価の観点について

各業務区分に応じた定性的評価の観点については、基本的な考え方を下記のとおりまとめた。

ただし、これらについて、どの観点をを用いるかは、あくまで個々の業務ごとに判断することとし、必ず下記のとおり全てに該当するものではない。また、特段の事情がある場合などで、この他の観点をを使用することが適当と思われるときは、任意に観点を設けることも可能とした。

評価の観点	適時性	独創性	発展性	効率性	継続性	正確性
観点の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要・必要性</li> <li>・公共性</li> <li>・国際性</li> <li>・緊急性</li> <li>・公開性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリジナリティ</li> <li>・発想・着想</li> <li>・新規性</li> <li>・卓越性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性</li> <li>・応用性・汎用性</li> <li>・影響性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的投資</li> <li>・人的投資</li> <li>・設備的投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間</li> <li>・質・内容</li> <li>・量</li> <li>・基礎性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値・データ</li> <li>・達成値</li> <li>・網羅性</li> </ul>
業務区分	観点の使用に関する基本的な考え方					
調査・研究	○	○	○	○	○	○
資料の作成・公表	○	○	○	○	○	○
情報・資料の収集・整理・提供	○	○	○	○	○	○
研修等	○	○	○	○	○	
援助・助言	○				○	○
附帯業務	○	○	○	○	○	



## 定量的評価の観点について

定量的評価の観点については、原則として、中期計画、年度計画に数値的目標が掲げられているとおりに設定した。なお、定性的評価の参考として行う定量的評価の指標は、論文等数、学会等での発表件数、収集資料数などとした。

業務区分	定量的目標の事例	観点
調査研究	本年度は以下の地区の発掘調査を実施する。 (平城宮跡) 第一次大極殿地区、第二次朝堂院地区 (藤原宮跡) 宮朝堂院地区、京内条坊街区	発掘調査箇所数
	本年度は下記寺院の所蔵資料等の原本調査、記録作成を行う。 (調査対象) 興福寺、東大寺、薬師寺、法隆寺	調査対象箇所数
	在外日本古美術品修復についての諸外国博物館等との協力事業及び研究機関・専門家との学術交流について 10 件の事業を行う。	事業実施件数
資料の作成・公表	○ 定期刊行物 『美術研究』(年 3 冊)、『日本美術年鑑』(年 1 冊)、『保存科学』(年 1 冊)、『芸能の科学』(年 1 冊)	出版物数
	○ 飛鳥資料館における展示公開 入館者数を 12 年度の実績以上確保するよう努める。	入館者数
情報・資料の収集・整理・提供	ホームページアクセス件数を毎年度平均で 12 年度実績以上を確保する。	ホームページアクセス件数
研修等	平均 80%以上の者から「有意義だった」、「役に立った」と評価してもらえるよう研修内容の充実を図る。	アンケートの結果
	○ 埋蔵文化財発掘技術者等研修 一般課程、専門課程、特別課程を計 12 回実施、研修人数のべ 200 人	研修回数、受講者数
	○ 博物館・美術館等の保存担当学芸委員研修 期間 2 週間、受講生 25 名程度	研修回数、受講者数
	○ 博物館学実習生の受け入れ (東京) 期間 1 週間、実習生 10 名 (奈良) 期間 1 週間、実習生 10 名	実習生受入人数
附帯業務	○ 平城宮跡解説ボランティア事業の運営 ボランティア登録者約 100 名、年間約 3 万人を対象に解説事業を実施	ボランティア登録者数、解説実施対象者数

## 評価の段階及びその考え方

(特A：極めて顕著な成果が認められる)

- A：十分に成果が認められる
- B：概ね成果が認められる
- C：一部成果が認められる
- D：成果が認められない

## 総合的評価の判定基準の考え方

各観点の評価の結果を基に、総合的判定を行うが、考え方は次のとおりとした。

特A=5点、A=4点、B=3点、C=2点、D=1点

5つの観点で評価し、Aが3つ、Bが2つの場合

$$(4点 \times 3 + 3点 \times 2) \div 5 = 3.6 \approx 4 \rightarrow \text{総合的評価 A}$$

## 中期計画の実施状況に関する判定の考え方

判定に使用する用語は、次のとおりとした。

- 達成 : 計画以上の成果が達成されている。
- 順調 : 計画通り実施されており、当該年度計画を 100%達成。
- ほぼ順調 : ほぼ計画通り実施されており、当該年度計画の達成率は 80～99%
- 一部要注意 : 一部計画の実施に支障があり、当該年度計画の達成率は 50～79%
- 要注意 : 計画の実施に注意が必要であり、当該年度計画の達成率は 49%以下

(5) 平成14年度自己点検評価スケジュール

平成14年9月10日(火)

- 第1回自己点検評価委員会開催
  - ・13年度自己点検評価結果の総括
  - ・14年度自己点検評価についての検討

平成15年1月28日(火) 13:30～17:00

- 外部評価委員説明会(東文研会議室)
  - ・平成13年度独立行政法人の業務実績評価等について
  - ・平成14年度計画について
  - ・自己点検評価の実施方法及びスケジュールについて

平成15年3月3日(月)

- 各部局に自己点検評価調書の作成依頼(総務課提出期限:平成15年4月18日)

平成15年4月30日(水)まで

- 自己点検評価調書の確認

平成15年5月6日(火)～16日(金)

- 外部評価委員に対する自己点検評価の説明(各部会ごとに実施)
- 外部評価委員に外部評価の依頼  
(総務課提出期限:平成15年5月29日、各部会への提出期限:平成15年5月22日)

平成15年6月2日(月)～6日(金)

- 各部会の開催
  - ・外部評価調書の確認
  - ・自己点検評価報告書原案の作成

平成15年6月9日(月)

- 第2回自己点検評価委員会開催(10:00～12:00)
  - ・自己点検評価報告書の確定
- 役員会への委員長、副委員長の出席(14:00～16:00)
  - ・自己点検評価報告書の報告

(6) 独立行政法人文化財研究所・自己点検評価委員会委員

(総務部)

総務部長  
総務課長

中川 良和  
大西 真一

(東京文化財研究所)

管理部長  
管理課長  
協力調整官  
情報調整室長  
美術部長  
美術部主任研究官  
芸能部音楽舞踊研究室長  
芸能部民俗芸能研究室長  
保存科学部長  
保存科学部物理研究室長  
修復技術部長  
修復技術部伝統技術研究室長  
国際文化財保存修復協力センター長  
国際文化財保存修復協力センター主任研究官

萩原 寿郁  
川尻 秀行  
○ 三浦 定俊  
井手誠之輔  
中野 照男  
勝木言一郎  
高桑いづみ  
宮田 繁幸  
西浦 忠輝  
石崎 武志  
青木 繁夫  
加藤 寛  
斎藤 英俊  
朽津 信明

(奈良文化財研究所)

管理部長 (併任)  
管理課長  
業務課長  
文化財情報課長  
協力調整官  
文化遺産研究部長  
文化遺産研究部主任研究官  
平城宮跡発掘調査部長  
平城宮跡発掘調査部考古第三調査室長  
飛鳥藤原宮跡発掘調査部長  
飛鳥藤原宮跡発掘調査部考古第一調査室長  
埋蔵文化財センター長  
埋蔵文化財センター文化財情報研究室長  
飛鳥資料館主任研究官  
文化財情報発信専門官

中川 良和  
筏津 隆広  
山内 浩一  
花崎 仁敬  
毛利光俊彦  
○ 綾村 宏  
小野 健吉  
岡村 道雄  
深澤 芳樹  
金子 裕之  
安田龍太郎  
◎ 田辺 征夫  
小林 謙一  
杉山 洋  
千田 剛道

◎ : 委員長、○副委員長

(7) 外部評価委員（五十音順、敬称略）

石澤良昭	上智大学外国語学部 教授
石曾根隆	東京工業大学大学院理工学研究科 助教授
稲田孝司	岡山大学文学部 教授
岡本健一	京都学園大学人間文化学部 教授
蒲生郷昭	日本大学芸術学部 教授
木下尚子	熊本大学文学部 教授
見城美枝子	青森大学社会学部 教授
坂本満	うらわ美術館長
佐藤信	東京大学大学院人文社会系研究科 文学部 教授
佐藤道信	東京芸術大学美術学部 助教授
佐野みどり	学習院大学文学部 教授
園田直子	国立民族学博物館博物館民族学研究部 助教授
瀧浪貞子	京都女子大学文学部 教授
田中淡	京都大学人文科学研究所 教授
田中哲雄	東北芸術工科大学芸術学部 教授
坪内美樹	トーキングプランナー
中川武	早稲田大学理工学部 教授
長岡龍作	東北大学大学院文学研究科 助教授
二宮修治	東京学芸大学教育学部 助教授

野 口 昇	文京学院大学外国語学部 教授 ユネスコ国内委員会委員 (社) 日本ユネスコ協会連盟理事長
野 崎 たみ子	東京都立日比谷図書館 司書
福 田 正 己	北海道大学低温科学研究所 教授
藤 井 恵 介	東京大学大学院工学系研究科 助教授
李 午 憲	大韓民国三星文化財團湖巖美術館附設文化財保存研究所常務／所長
渡 辺 伸 夫	昭和女子大学人間科学部 教授